

男女共同参画基本計画の中間見直し方針（案）

1 計画の概要及び中間見直し

江別市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法及び江別市男女共同参画を推進するための条例に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）の個別計画と位置付けている。

本計画の計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間としており、中間年となる今年度に見直すものである。

2 計画の内容（基本方針）

- (1) 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進
- (2) 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進
- (3) 就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進
- (4) 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進
- (5) あらゆる暴力根絶の取組
- (6) 生涯にわたる男女の健康支援
- (7) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

3 中間見直しに当たっての検討内容

(1) 国の動向・社会情勢の変化

① 第4次男女共同参画基本計画閣議決定（国）（平成27年12月25日）

- ・ 次の4つを目指すべき社会として、様々な施策を推進

ア 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会

イ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

ウ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会

エ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行（平成28年4月1日）

- ・ 市町村は、国の基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を定めるよう努める。
- ・ 従業員が301人以上の事業主に、事業主行動計画策定を義務付ける。

③ 性的少数者への理解と促進

- ・ 平成29年度に札幌市が「パートナーシップ宣誓制度」を道内で初めて導入するなど、LGBT（性的少数者）を支援する取り組みや啓発が行われている。

(2) 重点項目・数値目標

① 重点項目

- ・男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進
- ・働く女性のための環境整備

② 数値目標

	項目	策定時 H24	(参考) H29	目標値 H30 まで
1	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	33.5%	47.6%	50.0%以上
2	家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合	39.8%	50.4%	50.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	23.3%	35.0%	40.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	55.6%	77.8%	70.0%以上

(「まちづくり市民アンケート」より)

4 今後のスケジュール (予定)

- 平成30年 7月 男女共同参画推進本部会議 (以降、適時開催)
男女共同参画審議会 (以降、適時開催)
男女共同参画に関する企業意識調査実施
- 9月 男女共同参画セミナー開催
- 12月 パブリックコメント実施
- 平成31年 3月 男女共同参画基本計画の中間見直し版策定